

浜松市議会本会議

平成19年12月4日(火)

私の一般質問

浜松市議会議員

長山 芳正



39番 長山芳正

眠気を催す時間になりましたが、ただいま議長より許可をいただきましたので、私は、自由民主党浜松所属議員として通告してあります諸点について、市長、副市長、教育長並びに関係部長にお伺いをいたします。少し多くでありますので、早口になろうかと思いますが、市長のように早口でもわかりやすく、と努めてまいります。うまくいくかどうかわかりませんが、答弁の方をよろしくお願いたします。

合併協定書の再確認について

最初に、質問1として、合併協定書の再確認についての中で3点についてお伺いをいたします。

1点目として、合併協定書の重みについて市長にお伺いをいたします。12市町村が時代の潮流を的確にとらえる中で協議を重ね、将来像を掲げ合併し2年4カ月余と過ぎてまいりましたが、この間、4月に行われた選挙により、合併を進め協議に携わってきた北脇市長から鈴木市長にかわり、一市多制度から一市一制度、そしてクラスターの言葉もあまり使われず、新市建設計画等を大変心配される声が開かれ、大きな計画変更等については、市当局だけでなく十分協議されることが求められております。今回の合併は、地方行政における構造改革だけでなく行財政改革であり、こうした改革を基本に、各市町村長並びに議長、そして学識経験者として浜松市の商工会議所の会頭を初め各市町村1名、さらに、大学教授や県職員など市町村にとられない共通の学識経験者6人の計42名で構成され、合併協議会において協議を重ねてまいりました。

た。この合併協議会には、当時浜松市の議長であられた柳川議員さんを初め、現議員の中にも何人かおおいでになります。私もそのうちの一人であります。合併の方式については、浜松市に編入合併とし、行財政改革を十分踏まえる中で新市建設計画を策定し、合併後のまちづくりについては対等の精神で臨み、各市町村のそれぞれの歴史、伝統文化を尊重するとともに、一市多制度の導入により、地域の個性と特色を生かした各市町村の今後の均衡ある発展を担保することにより、クラスター型の政令指定都市の実現を目指したまちづくりを進めるとした合併協定書は、各市町村長が署名、そして公印を押印し、県知事初め各市町村議長の立会人としての署名もいただいで締結した協定書であります。こうした中、有限なる財源、無限なる要望という中で、市長としてのマニフェストも実現しなくてはなりません。そしてまた、浜松市行財政改革推進審議会で、過去の決定にとらわれることなく、未来志向で聖域のない改革をすべきということである御提言をいただいております。こうした提言も十分尊重し、改革すべきは改革し、新市建設計画等を変更すべきは変更していかなくてはなりません。しかし大きな変更等については、市当局だけでなく関係機関、関係者と十分協議をしていただきたいこと、この協定書の重みをどのように考えているかお伺いをいたします。

鈴木康友 市長

それでは、第39番自由民主党浜松長山芳正議員の御質問にお答えをいたします。早口にならないように注意をしたいと思います。

御質問の1番目、合併協定書の再確認につ



いての1点目、合併協定書の重みについてでございますが、まず最初に、12市町村という大きな枠組みの中で合併協議が行われ、合併後の新市の歩むべき方向やまちづくりの礎となる重要な事務事業の調整などを短期間で取りまとめられた、長山議員を初め関係各位の御努力に対しまして、改めて敬意を表するものでございます。

合併協定書につきましては、33に及ぶ協定項目について、県知事、関係市町村議長の立ち会いのもと、各市町村長が調印し締結した大変重要な約束でありますので、今後も尊重してまいりたいと考えております。一方、本市を取り巻く社会経済環境は刻々と変化をし

ており、少子・高齢化対策を初め、企業の市外への流出などさまざまな行政課題へ早急な対応が求められております。これらの課題の解決には、さらなる行財政改革の推進により、制度や事務事業などにつきましても、前例にとられることなく、不断の見直しを行う必要があると考えております。しかしながら、その見直しは、合併協定項目など重要事項に及ぶ場合には、議会を初め、区・地域協議会や市民の皆さんの御意見をしっかりと伺い、慎重かつ十分な協議を行った上で対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

■39番 長山芳正

次に、2点目として、合併に向かつてすり合わせをしてきた事務事業の進捗状況について山崎副市長にお伺いをいたします。天竜川・浜名湖地域の合併は、平成15年9月の合併協議会の設置により正式な合併協議が開始され、12市町村が対等の精神で協議を重ね、平成16年12月10日には合併協定調印式が行われ、平成17年7月1日に新市の誕生となりました。この短期間に合併できたのも、当時の担当職員の力が大きかったと思います。合併に向かつてのすり合わせ事業数は3275事業ほどあり、12市町村の所管部署の部長または課長等を委員とする専門部会を22設置して、事務事業のすり合わせを行っていただきました。すり合わせの基本方針は、地域の個性を生かす都市内分権と効率的な行財政運営の調和とし、各地域の均衡ある発展を望めること、住民の理解が得られるものであること、行政改革が推進される内容であることの3点を掲げ、これに基づき専門的に協議及び調整を行っていただきました専門部会の実施回数

は268回、作業部会実施回数は807回、そしてまた助役会、市町村長会等を重ねていただいた結果、合併時統合・再編が2271事業で全体の69%であり、合併後統合または再編が591件で18%であります。一市多制度、また廃止その他が413件で全体の12%でありましたが、特に調整方針の中で、政令市移行時に、または2年後に再編統合等と決めたもので調整できない件数は何件か、また、今後の調整見込みの状況についてお伺いをいたします。

■山崎泰啓 副市長

2点目の事務事業の進捗状況についてお答えいたします。合併協議での3275に及ぶ事務事業の調整の中で、合併後統合または再編としたものは591事業でしたが、現時点での取りまとめ状況では、79%に当たる467事業の調整が終了し、今後調整が必要な事業は21%の124事業でございます。このうち、合併後おおむね2年以内に調整することとしながら調整がおくれているものは、39事業でございます。その理由としましては、各種健康診査など、関係機関に十分な御理解を得るためその調整に時間を要している事業や、小・中学校スポーツ施設開放事業のように、新たな施設予約システムの構築スケジュールと合わせるため、調整時期を先送りしたことなどが挙げられます。今後も各所管課におきまして、調整が必要な事務事業の統合・再編に取り組んでまいります。

■39番 長山芳正

次に、3点目として、高齢者インフルエンザ予防接種事業の自己負担について飯田副市長にお伺いをいたします。インフルエンザの

流行の時期を迎えておりますが、予防の一つに、ワクチンの予防接種を受けることが有効とされており、合併前から市町村で実施してきましたが、対象者を65歳以上、または60歳以上65歳未満で政令に定める障害を有する者を公費対象者として合併後も引き継がれており、平成18年度は8万9940人の方が対象として接種されております。この1回当たりの委託料単価につきましては、3500円から5000円前後であります。そして、1回当たりの個人負担を差し引いた分を委託料として浜松市から医療機関に支払いしておりますが、この個人負担に大変はらつきがあります。

旧浜松市の住民は1260円、雄踏が1200円、舞阪が1090円、浜北、天竜、春野、水窪、龍山は1000円、佐久間は500円、引佐、細江は750円、三ヶ日は0円、しかも、引佐、細江、三ヶ日の方が旧浜松市内の三方原聖隷等々の医療機関にて接種した場

合、住所地の負担金で受けられますが、しかし旧浜松市等の住所地の方が引佐とか細江、三ヶ日の医療機関で接種した場合、公費対象にはなりません。全額本人負担となります。また、例を挙げれば、引佐赤十字病院、あるいはまた老健施設花平ケアセンター等に入院、入所している方は、住所は移されませんので、引佐3町からの入院・入所者は公費対象になりますが、それ以外から入院、入所されている方々は公費対象にならず、全額個人負担であります。大変この大きな公費助成が不公平であり、不満の声が多く、また事務的にも大変複雑であります。事務事業をすり合わせの中で個別接種の自己負担については、各医師会と調整をし、合併後2年後に再編するとされてきましたが、いまだに再編されていません。しかも、一市一制度を基本としてスタートした鈴木市政だけに、市内どの医療機関でも高齢者だれも同じ負担で接種できることを望むものでありますが、現在の調整状況についてお伺いをいたします。

■飯田彰一 副市長

御質問の第1番目、合併協定書の再確認についての3点目、高齢者インフルエンザ予防接種事業の自己負担についてお答えいたします。初めに、これまでの経緯について御説明いたします。高齢者のインフルエンザの発病予防や重症化防止を主な目的として平成13年に予防接種法が改正され、旧12市町村においても、原則として65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種事業が導入されました。平成17年の合併の際には、予防接種の自己負担額の統一に向けて協議を重ねましたが、御質問にもございましたように、旧市町村ごとの金額の差が大きく、統一できなかつ



たため、合併後2年後の再編となったものでございます。このため、議員御指摘のとおり不便さがございますが、自己負担額が統一されるまでは、合併前の旧市町村の実施方法に基づいて行われております。そこで、現在の調整状況についてでございますが、自己負担額を統一することにより、どの区においても接種することができるなど利便性が向上いたしますので、他の政令指定都市を初め同規模の都市の自己負担額等を調査し、応分の負担としてどのくらいが適切であるのか、また、関係機関との調整も含めまして、できるだけ早い再編に向け検討を進めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

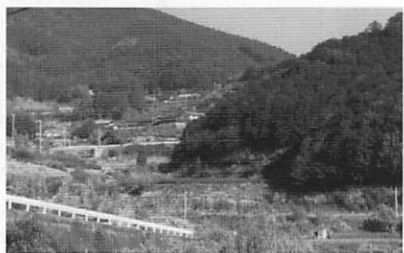
都市と山村が共存する 政令指定都市について

■39番 長山芳正

次に、質問2として、都市と山村が共存する政令指定都市について市長にお伺いをいたします。私は、新浜松市の合併は、都市と山村の共存共栄を目指した合併と認識しております。鈴木市長は「共生共助でつくる豊かな地域社会」、「一つの浜松」、この実現をスローガンに掲げていますが、次の2点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、中山間地域における過疎対策についてであります。中山間地域で急速に進んでいる過疎・高齢化やそれに伴う森林の荒廃などが、全国的にも大きな課題となっております。浜松市は、面積的には1500平方キロメートル余ですが、そのうち森林が68%で、人家も大変散在している地域も多く、こうした地域は、1人当たりの投資額から見れば非効率のと言われること多くであ

ります。そうした中、小・中学校、そして農協等の支店も統合あるいは廃止等により、過疎化が一層進みつつあります。浜松市全体では人口増であります。北遠地区を初め引佐等は、人口減であります。農山村は、我々の生活を支える生産機能だけでなく、多様な面的な機能を果たしております。主な例としては、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、地球温暖化防止に寄与する森林の二酸化炭素の吸収などが挙げられますが、森林の二酸化炭素の吸収についても、適正な管理がされて成長のよい森林ほど吸収率が高いわけでありませんが、適正な管理がされていないのが現状であります。緑豊かな山村なくして日本の国土発展はありません。森林は、国土を守る緑の社会資本であります。こうしたことから、森林が公益機能の面でも大きな役割を果たしている点については、国民の関心と理解を得ているところであり、先ほども申し上げましたが、市長は「共生共助でつくる豊かな地域社会」をスローガンに掲げ、また、あるメディアのインタビューに答えて「山村型政令指定都市」という発言をされておりますが、こうした浜松市の現状にかんがみ、山村を抱える政令指定都市として、中山間地域における過疎対策をどのように考えているかお伺いをいたします。



■鈴木康友 市長

御質問の第2番目、都市と山村が共存する

政令指定都市についての1点目、中山間地域における過疎対策についてお答えをいたします。日本全体での人口減少と高齢化の進行は、特に過疎地域において顕著であり、生産基盤の弱体化が進むとともに、地域コミュニティ機能の維持が困難となる集落がふえつつあるなど、過疎地域の問題は全国的にも極めて深刻な状況に直面しているものと認識をいたしております。本市におきましても、天竜区や北区の中山間地域における過疎・高齢化は急速に進んでおり、これらの地域での過疎対策は、地域の均衡ある発展を図る上で欠くことのできない重要な課題であると位置づけております。このため、現在、過疎地域自立促進計画や辺地整備計画に基づき、それぞれの地域で生活道路や農林業を中心とした基盤整備などを計画的に実施しているところでございます。しかし、現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成21年度をもって失効することから、国に対しまして、平成22年度以降の新法の制定を含め、過疎地域の自立に向けた支援の継続を強く要望してまいりたいと考えております。一方、これらの過疎対策には、より広域的な視点から、都市部と過疎地域との共生・互恵関係に基づく地域振興施策を実施していくことも重要ではないかと考えております。このため、都市と山村が共生共助の精神のもと、交流や協働を積極的に進め、ともに豊かさを実感できるよう、中山間地域の振興に向けた総合的な対策を推進してまいりたいと考えております。

■39番 長山芳正

次に、2点目として、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策への取り組みと森林・林業の将来像についてお伺いをいたします。ただ

いま申し上げましたが、森林の果たす公益的機能については国民的な理解を得られているところであり、これらのうち、二酸化炭素の吸収機能が地球温暖化防止に大きな役割を果たすことも、よく知られているところであります。国においても、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を掲げ、地球温暖化防止に向けた取り組みを始めておりますが、森林は、適正な管理がされてこそ、その機能を十分に発揮できるものと認識しております。しかし、林業の不振、担い手不足による森林の荒廃は憂うべき状況にあり、地球温暖化防止の観点からも林業振興は喫緊の課題であると考えます。そこで、浜松市としての地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策への取り組みと森林・林業の将来像についてお伺いをいたします。



■鈴木康友 市長

御質問の2点目、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策への取り組みと森林・林業の将来像についてお答えをいたします。政府は2002年3月に、我が国の地球温暖化対策をとりまとめた新たな地球温暖化対策推進大綱において、地球温暖化防止森林吸収源10カ年

対策を明記し、政府全体として温室効果ガスの排出の抑制とともに、吸収源対策にも取り組む姿勢を示しました。吸収源対策において、森林の吸収量を確保するためには、我が国では植林や間伐などの手入れが必要不可欠となり、国主導で森林吸収量の目標達成のための追加事業の強化が図られております。これを受けて、県でも予算を確保して国の要請にこたえているところです。本市といたしまして、これらの動きを受け、森林吸収量の目標達成のため、健全な森林の整備に向けた基盤整備、森林組合の育成等の体制強化を積極的に行い、あわせて、浜松市森林・林業ビジョンでも触れた、持続可能な森林経営・管理、森林でつながる循環型社会の構築に向けて、間伐などの森林整備や市民協働による森づくり活動の推進を進めていく所存でございます。

人づくりプラン

■39番 長山芳正

次に、質問3といたしまして、人づくりについて伺いをいたします。浜松市内の児童・生徒の平成18年度の問題行動が前年度と比較すると大変増加している数字を示した報告が、教育委員会から6月の文教消防常任委員会で報告され、翌日、新聞にも大きく報道されましたが、今、次の時代を担う子供たちの健全育成、大変大きな課題となっております。特に、物的に豊かになった現在、学力・体力とともに倫理観、連帯感を兼ね備えた心豊かな人づくりが求められているところであり、あります。ある本に、アメリカの未来学者ハーマンカーンが、敗戦のあの悲惨な生活から立ち直った日本は世界の驚異とされ、日本はさらに繁栄を続け、30年後にやってくる21世紀

は日本の時代であると述べられております。しかし、あのハーマンカーンの言葉にただし書きがあるのであります。それは、日本人が勤勉努力する限り、その可能性があるということであり、でなかったならば、繁栄の中の没落であると述べられております。今、パソコン、携帯電話等々、情報化、機械化と進んでまいりました。大変便利になりました。しかし、それを操作するのは、人であり心であります。社会は子供の将来を決定するともに、社会自身の将来も決定されると言われております。そこで、次の4点について市長並びに教育長、学校教育部長にお伺いをいたします。

1点目として、21世紀を迎え、知的教育とともに人間形成の教育が重要と言われておりますが、こども第一主義の中の人づくりについて、市長の所見をお伺いいたします。

■鈴木康友 市長

御質問の3番目の人づくりについての1点目、こども第一主義の中の人づくりについてお答えいたします。私は、次代を担う子供たちをばぐくむために、子育てと教育に重点を置きたいと考えています。それは、子供たちこそ浜松市の未来への宝であり、あすの浜松市の活力の源だと考えているからです。子育てについては、乳幼児への医療費助成、小児救急医療体制の強化、多様化する保育ニーズへの対応など、子供を産み育てやすい環境の整備・充実に力を注いで、子育て世代を応援してまいりたいと考えています。また、教育については、地域が人を育て、人とともに地域が育つ社会の形成に取り組んでまいります。いじめ、不登校、非行など現代社会における子供を取り巻く環境は、深刻でございま

す。子供が健全に育つ環境は、家庭、学校、行政だけでなく地域の力も結集して、地域一体となって子供たちを守り育てていく必要がございます。こうしたことは、マニフェストのこども第一主義の中で市民の皆様にご約束しておきますので、今後、これらの具現のために邁進するとともに、人づくりの充実に努めてまいります。

■39番 長山芳正

次に、2点目として、児童・生徒への道徳教育について教育長にお伺いをいたします。本来、道徳教育は、家庭教育で負うべきであり、親が心の豊かさを求めて愛情と信頼をもって教えることは当然であります。現実には、子供たちの成長とともに親たちが手に負えない部分があるため、両者がともに補完し合って、一人前の人間形成を図る義務があると考え、学校における道徳教育をどのように考えているかお伺いをいたします。



■高木伸三 教育長

御質問の第3番目の人づくりについての2点目、児童・生徒への道徳教育についてお答えいたします。学校において道徳教育は、週1時間の道徳の時間を中心にして、教育活動全体で子供たちが善悪の判断を身につけ、それを実生活に生かすことができるよう指導しています。身近でわかりやすい資料を用いたり、子供の悩みや心の揺れ、葛藤等の課題を

積極的に取り上げたりして、道徳性を培うとともに人間としてのあり方や生き方について考える機会をつくっています。しかし、道徳の時間に学んだことが日常の行動につながるため、規範意識の醸成が難しくなっているなどの問題点も見られます。そのために、例えば福祉施設や職場に出かけて実習するような体験学習、地域の自然に触れながら学ぶ環境教育などの体験を行い、道徳的な価値へとつなげます。そして、体験を通して学んだことを道徳の授業で補ったり深めたりして、子供の心を耕します。御指摘のように、家庭や地域社会との連携を深め、それぞれの場で子供の道徳性を高めていくことが大切です。各学校では、道徳教育を一層充実するために、道徳の授業に保護者や地域の方を講師として招いたり、学校公開日に道徳の授業を公開したりするなど、家庭や地域と一体となって取り組む機会を積極的につくっています。教育委員会では、本年度から、市内すべての学校から道徳教育の中核となっております。学校、家庭、地域の連携を図りながら、それぞれの場で子供の道徳性を一層はぐくんでいます。

■39番 長山芳正

次に、3点目として、家庭教育、幼児教育について教育長にお伺いをいたします。「三つ子の魂百まで」と言われてきているように、幼いころの性格は老人になっても変わらないう、いかに幼いころの教育が大事であるかを教えている格言であると思っております。幼児教育は、アクセルとブレーキ、誉めて能力を引き出す面と、しっかりと区別して育てなければなら

ないと言われてまいりました。この幼児のとき、しかられて反抗するのが第1反抗期だったのが、今は幼児のとき、しかられることが少なく、本来第2反抗期である16歳から17歳ぐらいが第1反抗期になり、第2反抗期が27歳から28歳ぐらいになっているとも言われております。大人になってから懐かしく思い出されるしかり方というのは、幼児のときから小学校6年までであって、中学、高校と自我ができてからは、親はよき相談相手として退かなくてはならないと言われ、しつけは15歳までがかぎと言われております。また、教育は学校が主ですが、よく言われていすように、学校だけでなく、学校、家庭、地域と一体となっておりです。現在、教育委員会は、家庭教育、また幼児教育の大切さをどのようにとらえ、どのように位置づけしているか、また、具体的にPTAとの会合の中でどのように取り扱っているか、学校教育部長にお伺いをいたします。

■高木伸三 教育長

3点目の家庭教育、幼児教育についても私の方からお答えいたします。私は、幼児期の教育は、人間形成の基盤となるものであると認識しております。そこで、本年度、幼稚園PTA連合会の研修会で、子供の言葉に耳を傾けることや絵本の読み聞かせの大切さなどについて話しました。幼児期に何よりも大切にしたことは、愛情と親子の信頼関係と考えています。しかし、現在、子供の問題行動が増え、子育てをめぐる問題は、ほっておけない状況にあります。そこで教育委員会では、家庭教育推進事業を通して、保護者が家庭教育や幼児教育について学ぶ機会を持つことができるように努めています。具体的には、

父親が園に出かけ、親子で楽しむ運動遊びを通して父親の役割について再認識したり、保護者が子供の生活と食事についての話や実習を受け、早寝早起き朝御飯の大切さを講師から学んだりしています。また、公立と私立の幼稚園や小学校が連携して、家庭教育や幼児教育について啓発していくことが大切です。そのため、浜松の幼児教育を考える会を開催し、相互に連携しています。例えば幼児期につけたい力について話し合い、自分で顔を洗い歯を磨くことができる、ルールを守って遊ぶなど、幼児に身につけてほしいことを51項目にまとめ、各園や保護者に配布しています。今後も引き続き、幼児教育の大切さを教員だけでなく幼児を持つ保護者に対しても啓発し、園と家庭が連携して、健やかな子供に育てたいと思います。

■39番 長山芳正

次に、4点目として、平成19年度も8カ月ほど過ぎてまいりましたが、浜松市内の児童・生徒の問題行動の現状と件数並びに対応について学校教育部長にお伺いをいたします。

■古橋利広 学校教育部長

御質問の4点目、児童・生徒の問題行動についてお答えいたします。本年度、11月8日現在で各小・中学校から報告のあった問題行動の数は、小学校121件、中学校298件でございます。ここ数年減少傾向にあります。しかし、心配な状況も見られます。内容別では、小学校で万引き等の窃盗が69件と最も多く、続いて、生徒間暴力等の粗暴行為が21件、中学校では生徒間暴力等の粗暴行為が92件と最も多く、続いて、飲喫煙が73件となっております。この傾向はここ数年同じです

が、これ以外に小学生の家出や中学生の性非行が増加傾向にありまして、心配な状況が続いております。特に中学校では、同一の生徒が繰り返し問題行動にかかわっているという実態がございます。このような現状を踏まえ教育委員会では、問題傾向のある子供をサポートする生徒指導個別サポート事業や、問題行動の多い中学校に支援員を派遣する中学校緊急対応支援員派遣事業を実施し、必要に応じて警察や児童相談所、保護観察所等と連携し、配慮を要する児童・生徒への個別指導に努めております。また、各中学校区青少年健全育成会や自治会にも御協力をいただき、環境浄化活動や地域への啓発活動など総合的な対応も進めております。

浜名湖花博開催による波及効果について

■39番 長山芳正

次に、質問4として、浜名湖花博開催による波及効果についてお伺いをいたします。浜松市は現在、2009年9月浜松市で開かれる国際園芸イベント、浜松モザイクカルチャー大会に向け準備が進められております。これから余り人口がふえない、しかし人は動く、人が動けば物が動く、金も動く、人が集まり拠点ができ、情報の発信をし、交流から新たなものが生まれるのを期待してイベントが行われますが、大イベントでありました浜名湖花博は、2004年4月8日から10月11日まで187日間、浜名湖ガーデンパークの約56ヘクタールの土地で開催され、500万人の目標を上回る540万人余の来場者により成功をおさめました。次の3点について公園緑地部長にお伺いをいたします。

1点目として、花博のテーマである「花・緑・水」新たな暮らしの創造」による浜松市の花と緑のまちづくりは、花博を契機にどのように変化したか、また市民意識はどう変化したか、公園緑地部長にお伺いをいたします。

■大石静夫 公園緑地部長

御質問の第4番目の浜名湖花博開催による波及効果についての1点目、花博のテーマである「花・緑・水」新たな暮らしの創造」による浜松市の花と緑のまちづくりは、花博を契機にどのように変化したか、また、市民意識はどう変化したかについてお答えいたします。本市では、花博開催以前の昭和61年度から、緑を守り育てる運動に取り組み、ボランティア活動で花づくりや緑化活動などを行っている多くの市民の参加、協力を得て、花と緑にあふれるまちづくりを推進してまいりました。花博には、このようなボランティア団体を初め、多くの市民がさまざまな活動に参加し、花と緑に対する関心は大いに高まりを見せました。花博開催前年の平成15年度には約7万8000人であった花・緑のボラ



ンティアが、平成18年度には11万2000人と1.4倍以上にふえてまいりました。このような人々が主体となって、「花と緑のまち・浜松」推進市民協議会が組織され、「笑顔咲く、花と緑のあるくらし」を目標に、我が町のシンボル花づくりや企業展示花壇の設置、オーブンガーデンの拡大など各種取り組みが展開されているところでございます。また、市民意識につきましても、浜名湖花博において、直接ボランティアなどに参加した市民だけでなく、花・緑に直接触れる機会を得た多くの市民の中で、花・緑を愛し、花・緑を育て、花・緑を生活に取り入れる意識が高くなってきたと考えております。今後とも、浜名湖花博から得られた貴重な経験を生かし、平成21年に開催される浜松モザイクカルチャー世界博2009などを通じて、「花と緑のまち・浜松」を国内外に発信し、さらに多くの市民の参加を得て、花と緑のまちづくりを積極的に推進してまいります。

次に、御質問の2点目、フラワー・パークを初め、周辺観光施設に与えた影響と花博の成果を生かした今後の取り組みについてお答えいたします。平成16年度に開催された浜名湖花博には、国内外から目標を上回る540万人余の入場者があり、盛況のうち幕を閉じました。花博の開催により、館山寺のホテル、旅館の宿泊客数は、花博開催前年度と比べ12%増加するとともに、浜名湖周辺の名所旧跡、景勝地なども多くの観光客でにぎわいました。特に、花博開催にあわせ誘客に努めた竜ヶ岩洞や龍潭寺など旧引佐町の観光施設については、花博開催前年度と比較して入り込み客数を大きく伸ばしております。また、開催年度中に入場者が減少したフラワー・パークにおいても、花博後

の市民の花と緑に対する意識の高まりや、「ホテルの夕べ」、「クリスマスファンタジー」など夜間開園に対する積極的な取り組みもあって、入場者数は平成18年度までに花博開催前の水準まで回復しております。なお、今後につきましても、花博で培われた貴重な財産をフラワー・パークなどに有効に活用するとともに、引き続き浜名湖地域の魅力を全国に向けて情報発信し、地域の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

39番 長山芳正

3点目として、農業、花卉産業にどのような経済波及効果として反映されているか、農林水産部長にお伺いをいたします。

伊熊守 農林水産部長

御質問の第3点目、農業、花卉産業への経済波及効果についてお答えいたします。浜名湖花博は、「花・緑・水」新たな暮らしの創造」をテーマに開催され、多くの来場者に、花や緑を取り入れたライフスタイルを提案することができました。このため、花の楽しみ方の多様性が増し、フラワーアレンジメントや花壇づくりなどを楽しむ人が増加してきており、花壇苗の消費量も増加しております。生産状況を見ますと、作付面積は花博開催前の約4ヘクタールから約8ヘクタールへ、産出額は約1億円から約2億円と、ともに増加しております。また、花卉生産者におきましては、花博で磨かれた花卉生産技術と蓄積された経験を生かし、年ごとに花卉産業を進展させていると考えております。さらには、花博を契機に本市の花卉園芸産業は、全国屈指の花卉生産地としての知名度を高めることができたと考えております。花博開催地周辺で

は、地元生産者による花卉直販所が盛況に運営されており、地元における花卉の消費の拡大に寄与しております。加えて、花博跡地であるガーデンパークの一角には、本年10月に民間企業による研究施設が開設されました。この施設は、主に花卉の新品種研究に取り組み、その研究情報を生産者と流通関係者に発信するもので、地域の花卉産業にさらなる活力を与えるものとして期待されております。こうした浜名湖花博開催の効果を踏まえた花卉産業の振興策を、ただいま作成中の新農業振興基本計画に繁栄させてまいりたいと考えております。

職員の、やる気、意識向上を求めた組織体制について

39番 長山芳正

次に、質問5として、地域住民に密着した職員の、やる気、意識向上を求めた組織体制について企画部長にお伺いをいたします。まちづくり、人づくりは、市役所の動きがかがみ握っていることであって、市役所は、ただ単に許可機関などと言われることなく、まちづくり、人づくりのリーダー集団でなくてはなりません。地方の時代の旗手、いわゆる旗振り、市役所職員であります。そして市役所は、五つの機能を持ってあります。企画調整する機能、事業主体となる機能、維持管理する機能、サービスする機能、教育指導する機能がありますが、この五つの機能が十分発揮できる組織体制と人材養成であります。いかに職員が市民リーダーとしての自覚を持ち、職務に専念するかであります。市職員の資質向上、やる気に関する質問は、過去に多くの先生方より質問されておりますが、私は、

最近の区役所等の職員のつぶやき声の一部を参考に質問させていただき、以前は住民と意見調整、また協議等しながら自分たちの職場で計画立案、実施でき、仕事に對しやりがいを感じた。今では、財政課と相談で職場の自主性が少なく、また本庁への調査資料や提出書類が多い、不必要な書類もかなりあると思う等々であります。区役所職員等には権限と裁量権が少なく、本庁に伺い決裁に時間を要し、また対応処理がおそく、住民より苦情を受けるケースが多くであり、職員も仕事に對するやりがいや達成感が少なく、責任感も希薄になりがちであります。職員は全体の奉仕者であり、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を上げて専念しなくてはなりません。職員には、常に市民のための奉仕者であるという意欲を持たせ、行政事務が重要と思うが、各区役所等の実態と地域の声を聞き入れた、真に政令指定都市としての職員の資質向上に向けて、組織体制や権限を見直すべきと思うが、考えをお伺いいたします。

齋藤慎五 企画部長

御質問の第5番目の地域住民に密着した職員のやる気、意識向上を求めた組織体制についてお答えいたします。本年4月の政令指定都市移行に向けての組織編成に際しましては、区役所は、幅広い市民サービスを行うとともに、住民主体で行うまちづくりを推進する総合行政機関と位置づけ、できるだけ多くの市民サービスを完結させるとともに、地域課題を解決できるものと考え組織編成を行いました。この考え方に基づいて、区長には、事務の執行、区役所のグループ長以下の職員配置や予算編成権などにおいて、他の政令指

定都市に比較しても多くの権限を与えてまいりました。区役所を拠点とした市民サービスの向上のためには、直接市民に接する区役所職員がやりがいを持って仕事に当たることが欠かせないものと考えております。そのためには、職員の意識改革と資質の向上という個人レベルでの啓発が重要であることは言うまでもありませんが、次の2点は、市全体として取り組むべきものであると考えております。

一つは、本庁職員と区役所職員のジョブローテーションの確立です。職員が本庁、区役所双方の立場を経験することで、それぞれの立場を理解し、市民の声を市政に繁榮させることが可能となります。次は、さらなる権限の委譲です。市民を前にして区役所で意思決定ができないことは、市民サービス上大きな問題であることはもちろん、職員のやる気の喪失にもつながるおそれがあります。区役所にさらなる権限の委譲を行うことで、区役所職員がやりがいと責任感を持って仕事に取り組み、政令指定都市の職員にふさわしい資質を持ち合わせるようになることを考えております。

(仮称)引佐インターチェンジ周辺地域整備計画の今後の進め方について

39番 長山芳正

次に、質問6として、(仮称)引佐インターチェンジ周辺地域整備計画の今後の進め方について花嶋副市長にお伺いをいたします。新浜松市の都市計画区域以外の開発許可行為と土地利用の規制について、浜松市は、市町村合併及び政令市移行により、多くの市街化調整区域を抱えることになり、また近年の社会情勢の変化と平成18年の都市計画法の改正等により、新浜松市における市街化調整区域

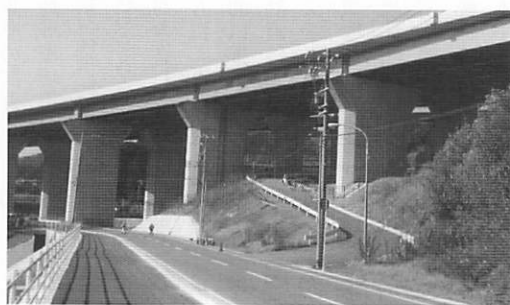
の開発許可制度の見直しが進められております。この中で、今回、工場立地誘導地区、観光系立地誘導地区、流通インターチェンジ立地誘導地区等の検討と導入可能と判断される事項の基本方針(案)を策定して、市民の意見、要望を踏まえて今後の課題整理、検討されることとしておりますが、都市計画区域以外の合併以前より進めてきました引佐インターチェンジ周辺地域整備計画についての今後の進め方についてであります。

現在、第二東名自動車道並びに三遠南信自動車道が、早期開通に向かって工事が進められておりますが、本工事を進めるに当たっては、引佐町だけでも第二東名関係で370名、三遠南信関係で158名の地権者並びに地元の方々の格別なる御理解、御協力をいただき、進められていくものであります。しかも引佐町では、第二東名と三遠南信道路がクロスし、東西南北高速交通の結節点となり、インターが計画され、浜松市の北部地区並びに三遠南信地区の限らない発展の扉が開かれることに期待して、御協力をいただいております。

第二東名引佐インターチェンジ・ジャンクション周辺地区開発可能性調査基本構想を旧引佐町において策定するとともに、静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画では、拠点地区の一つとして設定されているところであります。また、平成8年度には、引佐インターチェンジ周辺地域の整備計画検討委員会を静岡県、日本道路公社、引佐町で設置し検討されてきました。また、平成14年度、平成15年度には、開発用地の一部2.8ヘクタールを引佐町が乱開発にならないように先行取得し、また、現在まで使っております運動広場等を合わせますと約5ヘクタールが浜松市の用地と

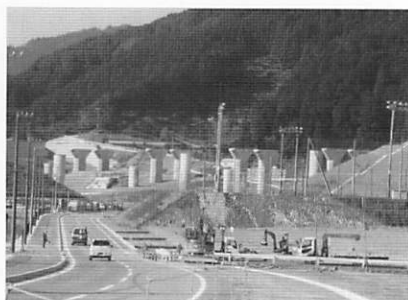
なっておりますが、計画地は、第二東名事業による発生土450万立方メートルの処理により創出される、おおむね21ヘクタールの土地であります。この周辺整備の進め方について平成17年12月議会に質問したところ、その答弁が、新たな検討委員会の設置について働きかけを行うなど、これまでの検討経緯を踏まえた上で、新しい当事者であります中日本高速道路株式会社や新浜松市を中心とした推進体制の確立を図ってまいりますと

答弁いただきました。おりますが、今後の進め方について花嶋副市長にお伺いをいたします。



花嶋秀樹 副市長

私からは御質問の第6番目、(仮称)引佐インターチェンジ周辺地域整備計画の今後の進め方についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、多くの関係地権者の御協力をいただき、現在、国の直轄事業として整備が進められております三遠南信自動車道につきましては、引佐ジャンクションから鳳来インターまでの約14キロメートル区間において整備が全面的に進められ、本年11月には三遠トンネルの避難口が無事貫通するなど、今後、工事が着実に進むものと期待しております。また、第二東名高速道路の県内ルートにつきましては、平成24年度までに開通の予定であり、



いよいよ広域交通のネットワークが形成されるようとしております。特に引佐インターチェンジの周辺地域は、こうした2本の国道軸であります高規格道路が交差し、広域的な交通結節点に位置しますことから、本市の第1次総合計画におきまして、製造業や流通業を中心とした新たな産業の立地が見込まれる交流拠点として位置づけをいたしました。こうした中、本年度には、企業立地推進本部が進めます工場用地開発可能性調査において、開発の可能性が10カ所の候補地の一つとして位置づけがされたところであります。また当該地域は、都市計画区域外ではあります。現在、平成21年度策定に向け取り組んでおります都市計画マスタープランにおいても、その位置づけを検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今後は、新たな雇用の場の創出はもとより、地域経済の活性化に向けて、物流拠点や工場等の立地誘導に取り組むため、中日本高速道路株式会社などとの調整に力を注ぐとともに、庁内各部の連携を図ってまいります。

風力発電環境学習施設の建設について

39番 長山芳正

次に、質問7として、風力発電環境学習施設の建設について市長にお伺いをいたしま

す。昨年度から、民間企業によって滝沢地区北側の宇津峠から三岳山に連なる尾根沿いに、1基2000キロワット発電の風車が10基建設される計画があります。なお、まだ川名地区等の地権者、また地元の方々のすべての御承諾をいただくのはこれからのようでありませんが、平成21年度からの稼働に向かって準備が進められていると聞いております。この風力発電施設の整備に合わせて、旧滝沢小学校の空き校舎を活用して環境学習施設の整備を行うことが、教育、環境、観光の三つの視点から非常に有効であると考えております。そこで、それぞれの視点に立って、次の3点についてお伺いをいたします。

1 点目として、教育の視点から、児童・生徒の理科離れが指摘される中、風力発電を初めとした自然エネルギー等を一つの切り口として、児童・生徒の科学する心を育てる教育や、体験学習できる学校施設の整備などの有効性をどのように考えているかお伺いするとともに、また滝沢・鷺沢地区は、学校の統合により、地域のコミュニティの中心的な核であった学校を失っており、空き教室の有効活用は、滝沢地区に元気な子供の声を取り戻すきっかけとなると考えておりますが、お伺いをいたします。

2 点目として、環境の視点から、CO₂削減など地球温暖化防止や地球環境の保全対策の一環として、環境学習及びその施設整備が必要と考えるが、お伺いをいたします。

3 点目として、観光の視点から、現在、第二東名の浜松浜北サービスエリアにスマートインターチェンジの設置が有望視されております。このスマートインターチェンジの活用により、フルーツパークを中心に、浜北、

引佐、細江、三ヶ日の観光振興を考えると、当該地域に建設が予定されている風力発電施設が一つの観光施設の有効的な、効果的な拠点となると考えますが、お伺いをいたします。以上であります。

■鈴木康友 市長

御質問の第7番目の風力発電環境学習施設の建設についての1点目、科学する心の教育や体験活動ができる施設の有効性、滝沢小学校の空き教室の利用についてお答えをいたします。まず、科学する心の教育や体験活動ができる施設の有効性についてでございますが、学校においては、理科の学習で「科学技術と人間生活」や「人間と自然」という單元の中で、風力発電について取り上げております。また、総合的な学習の時間においては、環境とエネルギーを扱ったテーマについて取り組んでおります。このような学習は、知識として理解させるだけでなく、興味関心を高めながら体験を通して学ばせることで、科学する心の育成につながるものと考えます。次に、滝沢小学校の空き教室の利用についてでございますが、地元の皆様から滝沢・鷺沢地区の活性化につながる活用が期待されていると認識をしております。こうしたことから、風力発電環境学習施設の整備については、国や電力関連事業者の施設を踏まえ、開発事業者の事業計画が具体化した段階で、市としての支援が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の環境の視点から、CO₂削減など地球温暖化防止や地球環境の保全対策の一環として、環境学習及びその施設整備の必要性についてお答えをいたします。この数年、

巨大ハリケーンや熱波、干ばつ等の異常気象が世界各地で増加し、日本でも、猛暑日の急増や集中豪雨等の自然災害が多発するなど、地球温暖化によると思われる被害が多発をしております。地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出量は、平成9年の京都議定書の締結から10年たった現時点においても、なおおふえ続けております。今後、この増加を減少に転じていくためには、すべての市民の日常生活や企業の生産活動など、あらゆる面での配慮が必要であると同時に、息の長い幅広い取り組みを展開していく必要があります。本市においても、環境教育・環境学習は極めて重要であると考え、環境家計簿、環境副読本の配布や小・中学校における移動環境教室、出前講座の開催などを通じて、地球温暖化防止や地球環境保全のため、市民に環境学習の機会の提供に努めてまいりました。今後も、これらをさらに充実させるべく、環境基本計画におきましても主要施策として位置づけるとともに、地域の温室効果ガスの排出抑制を総合的に推進する浜松市地球温暖化対策地域推進計画におきましても主要施策として位置づけ、さらなる充実を図ってまいります。また、環境学習施設の整備につきましても、地球環境問題だけでなく、川や湖の水質汚濁の問題や動植物との共生の問題など、環境分野を幅広くとらえる中での検討が必要と考えています。その拠点となる施設につきましても、昨年度策定した天竜川・浜名湖環境共生計画を推進する中で、効果的な立地場所や適正規模、運営方法を十分調査し、既存施設の有効活用も含めて検討してまいります。

次に、御質問の3点目の風力発電施設の観光活用についてお答えをいたします。風力発

電施設の建設予定地である北区北部地域は、フルーツパークを初め、県立浜北森林公園や鷺沢風穴、竜ヶ岩洞、龍潭寺、方広寺など、自然資源や歴史・文化的資源に恵まれており、四季を通じて多くの観光客が訪れております。こうした既存の観光資源の連携はもとより、観光資源としての可能性を有する地域資源を新たに発掘し、これを有機的にネットワーク化し、魅力ある観光商品として売り出すことは、地域の観光振興を図る上で大変重要なことと考えております。こうしたことから、このたびの風力発電施設の整備は、単に自然エネルギー利用ということにとどまらず、本市の新たな観光資源にもなり得るものと期待しているところでございます。さらに、建設予定地周辺には第二東名高速道路のスマートインターチェンジの設置が有望視されており、北区北部地域の観光振興のポテンシャルはさらに高まるものと予想されますので、これを契機に既存の観光資源と新たな観光資源をネットワークさせて、地域振興につなげてまいりたいと考えております。

■39番 長山芳正

ただいまは、市長、副市長、教育長並びに関係部長さんには、それぞれ前向きなる答弁をいただき、大変ありがとうございます。

ここでさらに再質問とはいたしませんので、ただいまの答弁、本会議の答弁でありますので、検討も含めて重く重く受けとめますので、答弁をいただいたことを確実に推進していただくことを強く強くお願いをいたしまして、私の一般質問をすべて終わらせていただきます。大変どうもありがとうございます。(拍手)